

子ども会育成会長 様

平成 28 年 6 月 9 日

市川市子ども会育成会連絡協議会  
会 長 石 井 克 己

## 平成 28 年度 第 3 回 子ども会関係文書の発送について

小夏の候、各子ども会におかれましては、益々ご健勝のことと推察いたします。日頃より、地域における青少年の健全育成に多大なご協力とご理解を賜り、心より感謝いたします。

つきましては、第 3 回目の文書を下記のとおり送付いたしますので、よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

### 記

1. 第 1 回 ふれあいセミナー募集要項・申込書
2. 会則改正について

### ○問い合わせ先

〒272-0023 市川市南八幡 1-17-15  
市川市教育委員会 生涯学習部 青少年育成課  
電話 047-383-9419 (担当：高澤)

平成28年6月9日

子ども会育成会長 様

市川市子ども会育成会連絡協議会  
会 長 石 井 克 己  
指導部長 高 久 美代子

平成28年度 ふれあいセミナー 受講者募集

目 的 工作等を楽しむことにより、子どもの創造性を養うと同時に、低学年については親子の情愛を深めることを目的とする。

主 催 市川市子ども会育成会連絡協議会

日 時 平成28年7月31日(日)

① 午前の部：午前10時00分～12時00分

② 午後の部：午後13時00分～15時00分

※1 どちらも同じ会場で行います。

会 場 千葉県立現代産業科学館 2階研修室

住所：市川市鬼高1-1-3

駐車場：普通車80台(1時間30分まで無料、その後30分毎に100円。)

定 員 ①20組(親子2人で1組)

②40人(小学4.5.6年生)

◆参加費：①②各200円(材料費350円のうち、150円を市川市子ども会育成会連絡協議会で負担いたします。)

※申込は FAXでの受付で先着順になります。

対 象 ①小学1.2.3年生(低学年)は、保護者と参加

③小学4.5.6年生(高学年)は、小学生のみの参加となります

申込期限 受講希望の方は、申込書に必要事項をご記入のうえ、平成28年7月20日(水)までに、下記の申込先へFAXで申込してください。

講習内容 ①午前の部：現代産業科学館の工作教室を2つの工作を親子で体験

- ・「バネ電話をつくろう」
- ・「光るスライムをつくろう」

②午後の部：小学4.5.6年生対象で2つの工作体験

- ・「偏向板を使ったマジック」
- ・「光るスライムをつくろう」

**お問い合わせ・申込先**

市川市子ども会育成会連絡協議会担当窓口

(市川市教育委員会 青少年育成課 担当：高澤)

電話：047-383-9419

FAX：047-383-9405

# 平成28年度 ふれあいセミナー 参加申込書

【連絡者名： ( TEL： 子ども会) 】

No.	ふりがな 氏 名	学年 /保護者	いずれかに○してください 1年～3年生は午前 4年～6年生は午後	住 所	T E L
1		年・保護者	午前・午後		
2		年・保護者	午前・午後		
3		年・保護者	午前・午後		
4		年・保護者	午前・午後		
5		年・保護者	午前・午後		
6		年・保護者	午前・午後		
7		年・保護者	午前・午後		
8		年・保護者	午前・午後		
9		年・保護者	午前・午後		
10		年・保護者	午前・午後		

☆ 申込締切 7月20日(水)

郵送 〒272-0023 市川市南八幡1-17-15 南八幡仮設庁舎2階 青少年育成課  
FAX 047(383)9419

平成28年6月9日

各単位子ども会育成会長 様

市川市子ども会育成会連絡協議会  
会長 石井克己

### 会則の一部改正について

初夏の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より市内の子ども会活動並びに青少年の健全育成にご尽力いただき感謝いたします。

さて、5月14日に行われました市川市子ども会育成会連絡協議会代議員総会にて、会則改正（案）が承認されましたことを改めてご報告申し上げます。つきましては、代議員総会当日に配布いたしました会則改正の資料を同封いたしましたので、総会に欠席された代議員の皆様も、ご確認ください。

#### 会則改正変更の理由

第28条第2項において、「子ども会会員とは、0才から高校生までする。」との改正案であります。全国安全共済約款を確認したところ、「就学前3年以下の幼児が行事に参加する場合には、安全共済に加入している保護者、祖父母又は親族が同伴することが義務づけられていることから、就学前3年以下の幼児については、安全共済の対象とするため、子ども会会員となるための要件に「安全共済に加入している保護者、祖父母又は親族が同伴すること」を追加するものです。

#### 改正前

##### 第28条

2 子ども会会員とは、就学時前3年の幼児から高校生ままでとする。

#### 改正後

##### 第28条

2 子ども会会員とは、0才から高校生ままでとする。就学前3年以下の幼児を子ども会会員とする場合にあっては、その保護者、祖父母又は親族は育成会会員とならなければならない。

3 子ども会会員とされた就学前3年以下の幼児が子ども会の各種行事等に参加する場合にあっては、その保護者、祖父母又は親族は、子ども会の各種行事等に同伴しなければならない。

青少年育成課  
事務局

## 会則改正について（新旧対照表）

市川市子ども会育成会連絡協議会

現 行	改 正 案
<p>第1条から第27条まで省略</p> <p>第28条 本会の分担金は、育成会会員、子ども会会員共に1名につき30円とする。 2 子ども会会員とは、就学時前3年の幼児から高校生までとする。</p> <p>第29条から30条まで省略</p>	<p>第1条から第27条まで省略</p> <p>第28条 本会の分担金は、育成会会員、子会会員共に1名につき30円とする。 2 子ども会会員とは、0才から高校生までとする。<u>就学前3年以下の幼児を子ども会会員とする場合にあつては、その保護者、祖父母又は親族は、育成会会員とならなければならない。</u> 3 子ども会会員とされた就学前3年以下の幼児が子ども会の各種行事等に参加する場合にあつては、<u>その保護者、祖父母又は親族は、子ども会の各種行事等に同伴しなければならない。</u></p> <p>第29条から30条まで省略</p> <p>附則 <u>会則は平成29年4月1日から一部改正施行する。</u></p>